

令和 7 年 4 月 2 5 日開会

川越市議会第 2 回臨時会議案

議 案 目 次

議案第 4 9 号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 5 0 号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第 5 1 号	川越市道路線の認定について（開発行為）・・・・・・・・・・・・	7

議案第 4 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 2 5 日提出

川越市長 森 田 初 恵

記

専 決 処 分 書

1 川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

上記は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

川越市長 森 田 初 恵

川越市税条例の一部を改正する条例

川越市税条例（昭和29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第83条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第90条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第83条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第91条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中

「の番号及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許証又は免許情報記録の」に、「附され」を「付され」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第19項及び第20項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第21項及び第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第23項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項及び第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第26条中「第34項まで」を「第33項まで、第36項」に、「第38項、第42項若しくは第45項」を「第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の川越市税条例（次条及び附則第4条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第83条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 5 0 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 2 5 日提出

川越市長 森 田 初 恵

記

専 決 処 分 書

- 1 川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

上記は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

川越市長 森 田 初 恵

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川越市国民健康保険税条例（昭和34年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

川越市道路線の認定について

川越市道路線を次のとおり認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 4 月 2 5 日提出

川越市長 森 田 初 恵

路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
市道 5 6 2 6 号線	大字砂字八斗蒔 8 1 3 番 6 地先	大字砂字八斗蒔 8 1 3 番 3 0 地先	
市道 6 9 8 8 号線	大字今福字甲山 7 3 2 番 1 7 地先	大字今福字甲山 7 3 2 番 3 0 地先	

提 案 理 由

開発行為に伴い、このように措置する必要がある。

路 線 図



路線図

